

品川区区政モニター設置要綱

制定	昭和56年	4月	1日
改正	昭和58年	1月20日	
改正	平成2年	1月18日	
改正	平成4年	4月	1日
改正	平成14年	4月	1日
改正	平成15年	4月	1日
改正	平成17年	4月	1日
改正	平成20年	4月	1日

(目的)

第1条 区政に対する区民の意見、要望などを制度的、継続的に収集することにより、区施策の効果測定および住民の立場に立った施策の探求など、住民本位の区政の実現に資することを目的として、区政モニター（以下「モニター」という）を設置する。

(役割)

第2条 モニターの役割は、次のとおりとする。

- (1) 区政について、随時、意見、要望、提案等を提供すること。
- (2) モニター集会に出席すること。
- (3) アンケート調査に回答すること。
- (4) 区が作成した刊行物に対する意見、要望、提案などを提供すること。
- (5) その他、区が依頼する広聴事務に協力すること。

(運営)

第3条 企画部長は、区政についてモニターから意見、要望、提案等を受けた場合、区長にその内容を供覧するとともに、写しを関係部課長あてに送付し、必要に応じ処理または回答を依頼する。処理結果について連絡を受けたときは、当該モニターにその内容を通知する。

- 2 企画部長は、区施策を説明するとともに、モニターの意見、要望、提案等を区政に反映させるため、適宜、モニター集会を開く。この場合、必要に応じて、事案にかかわる関係部課長の出席を求める。
- 3 企画部長は、適宜、区政に関するテーマを設定してアンケート調査を実施し、モニターに回答を求める。
- 4 企画部長は、モニターから寄せられた意見、提案等、およびこれらに対する処理もしくは回答の内容、ならびにアンケート調査の結果等を、「広報しながわ」等により公表する。
- 5 企画部長は、区政について理解を深めてもらうため、区政方針、行政計画、予算等の区政資料を収集、整理して、適宜、モニターに提供する。

(定数)

第4条 モニターの定数は50名以内とする。

(委嘱)

第5条 公募に応じたもののなかから、地域、性別、年齢、職業等を勘案して、
適当と認めるものを区長がモニターとして委嘱する。

(資格要件)

第6条 モニターの資格要件は、次のとおりとする。

- (1) 区内に引き続き1年以上在住していること。
- (2) 年齢20歳以上であること
- (3) 公務員でないこと。
- (4) 区政に関心を持ち、モニターの役割を遂行できること。

(任期)

第7条 モニターの任期は2年とし、制度の運営上支障がないときは、再任を
妨げない。ただし、引き続き4年を超えることはできない。

(委嘱の取消し)

第8条 区長は、モニターがその役割を遂行することができなくなったとき、
その他、特に必要があると認めたときは、委嘱を取り消すことができる。

(謝礼)

第9条 モニターに対する謝礼は、別に定める要領により行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、モニター制度に関し必要な事項は、
企画部長が別に定める。

付 則

この要綱は、昭和58年1月20日から施行する。ただし、第2条、第3
条、第4条の改正規定は、昭和58年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。